

次期無電柱化推進計画(骨子案)について

令和7年12月

現行計画(R3～R7)の進捗状況

(1) 着手延長の目標と実績

	目標値 R7年度末	実績値※ R7年度末見込み
計画協議着手延長 (工事着手延長)	4,000km	3,733km (1,573km)

※3,733km
 〈防災2,288km、安全・円滑316km、景観・観光79km、その他1,336km〉
 1,573km
 〈防災1,092km、安全・円滑220km、景観・観光68km、その他 406km〉
 〈 〉の数値は施策が重複

○ 着手延長の目標は概ね達成

(2) 施策別の工事着手率の目標と実績

	目標値 R7年度末	実績値※ R7年度末見込み	初期値 R1年度末:防災、交安 R2年度末:観光・景観
防災	52%	48% (63%)	38% (43%)
安全・円滑	38%	34% (50%)	31% (43%)
世界文化遺産	46地区	44地区 (49地区)	37地区 (47地区)
重要伝統的建造物群保存地区	67地区	60地区 (69地区)	56地区 (67地区)
歴史まちづくり法重点地区	58地区	58地区 (67地区)	46地区 (65地区)

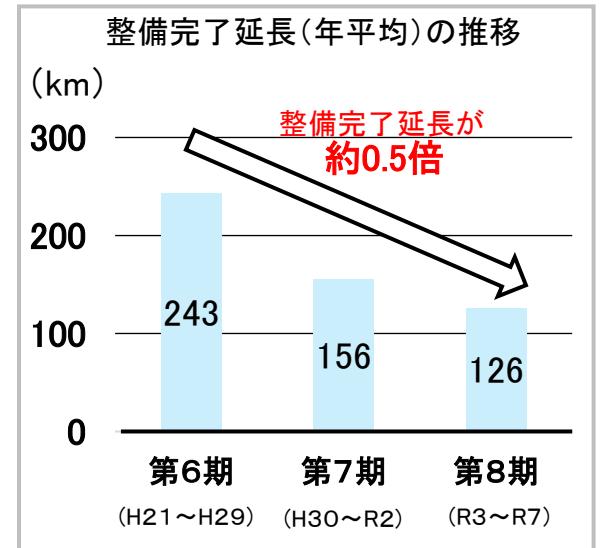
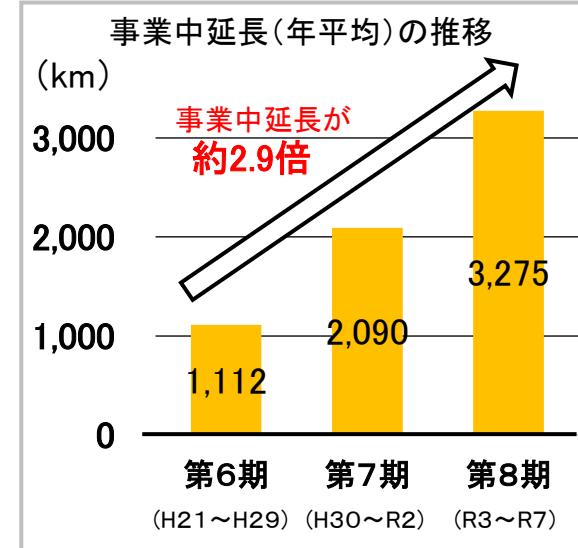
※上段:工事着手ベース 下段:計画協議着手ベース

- 全体として、防災について優先的に取り組んでおり、安全・円滑については、歩道拡幅など用地買収を伴うケースが多く、工事着手まで時間を要する等の理由により進捗が低い状況

(3) 整備上の課題

- 現行計画の目標は工事着手延長で設定しているため、工事の早期完了よりも事業化に向けた調整に重点がおかれる傾向にあり、事業箇所数が増え、予算・人員などのリソースが分散化した結果、整備完了延長のペースが低下するとともに、離散的な整備により纏まった効果が得られにくい状況
- 着実な整備完了を図るため、特に防災に関して「整備完了目標」を新たに設定

無電柱化の事業プロセス



(4) レベニュー・キャップ制度の導入(令和5年度～)

- 電力事業者において、予算を確保しながら、単独地中化も含め、必要な無電柱化を計画的に実施する体制を整備
- 第1期期間(R5～R9)に、1,891km分の費用を託送料金に計上し、電線共同溝及び単独地中化を推進。
- 国が定める推進計画(R8～R12)の目標値を踏まえて、レベニュー・キャップ制度の次期目標値(R10～R14)を策定

(1) 現状

① 能登半島地震で、約3,480本の電柱倒壊などにより道路が閉塞

※無電柱化を実施した8市町約20kmでは発災直後から緊急車両が通行できた

※日本海溝・千島海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震など

今後30年で高い確率での発生が予測されている



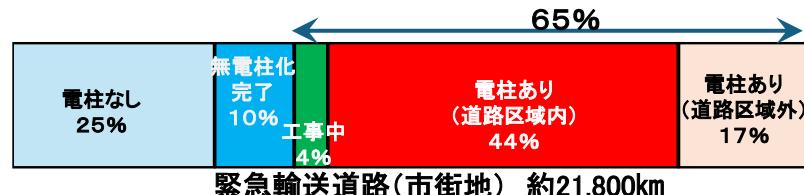
能登半島地震(R6.1)



牧之原市の竜巻(R7.9)

② 市街地の緊急輸送道路を中心無電柱化を進めてきたが、まだ約65%の区間で電柱が残っている

※電柱が残っている区間のうち約26%は道路区域外(沿道民地)



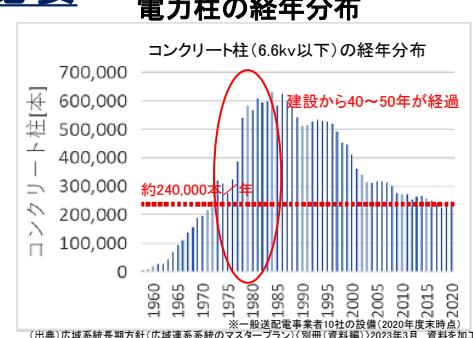
③ 國土強靱化実施中期計画により重点的に進めている第一次緊急輸送道路に絞っても、完成までに36年かかる

④ 道路啓開の観点から高速IC周辺など、市街地以外の無電柱化も進める必要

⑤ 既設電柱の撤去に向けた占用制限の指定が約43kmと取組が広がっていない

※新設電柱の占用制限は100%指定予定(R7年度)

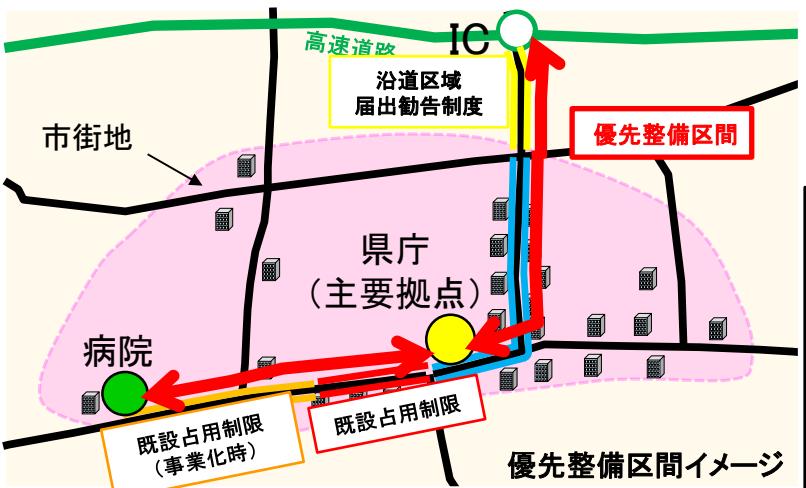
① 八潮市における道路陥没事故を踏まえ、道路管理者として占用物件の維持管理状況の把握が必要



② 高度経済成長期に整備された電柱の老朽化が進行

(2) 今後の方針案

① 道路啓開の観点から高速ICから主要拠点間等を優先整備区間に設定して重点整備



凡例
高速道路
電柱あり(沿道区域)
無電柱化済み
電線共同溝(事業中)
電線共同溝(未事業化)
市街地

② 着実な整備進捗を図るため、整備完了目標を設定

③ 切迫する巨大地震へ備えるため、今後30年程度の中長期目標を設定

④ 優先整備区間ににおける沿道民地の電柱について、多様な手法により無電柱化を推進

※電線共同溝、要請者負担、単独地中化など

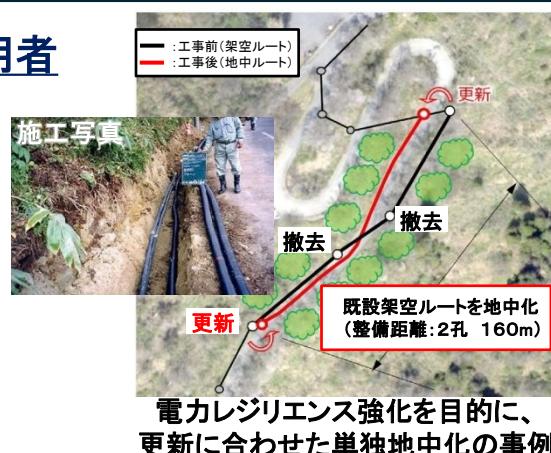
⑤ 優先整備区間ににおいて、道路の沿道民地に新たに電柱が建たないよう、沿道区域届出勧告制度を積極的に活用

※R6年度末: 29km指定済

⑥ 早期に道路閉塞リスクを取り除くため、事業中区間は原則、既設電柱の占用制限を指定

※R6年度末: 43km指定済

① 維持管理状況を道路管理者と占用者との間で定期的に共有



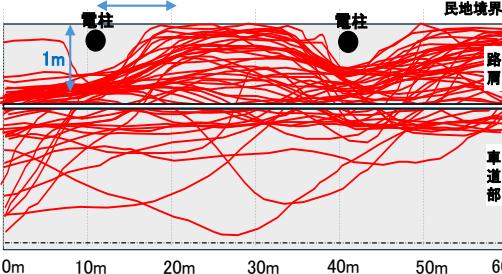
② 電柱の老朽化の状況も踏まえ、無電柱化を検討するなど、効率的に無電柱化を推進

(1) 現状

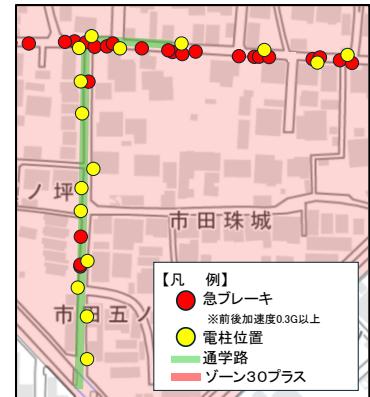
- ① 通学路やバリアフリー特定道路など、歩道のない区間や、歩道が狭い区間では電柱が障害となり、安全な歩行空間が確保できていない



車道にはみ出る児童



歩行者(児童)の軌跡



電柱と車の急ブレーキ発生箇所

※歩行者は電柱を約1m避けて通行

※電柱近傍で、車の急ブレーキが多発

※ゾーン30プラス内の通学路の約7割に電柱が存在

※バリアフリー未対策区間の約4割に電柱が存在

- ② 学校周辺の面的な対策として、ゾーン30プラスを展開

※全国で263箇所を指定



- ③ 交通安全の観点で新設電柱の占用制限の指定が約65kmと取組が広がっていない



- ④ 狹隘な道路では、管路埋設や地上機器設置の空間確保が困難

- ① 観光の振興を図るため良好な景観形成が必要

※訪日外国人観光客が3,687万人と過去最高(R6年)

- ② 市町村の無電柱化推進計画策定が進まない等の理由から、景観・観光関係者と道路管理者間の連携が、十分に図られていない事例が存在

策定済
291
(17%)

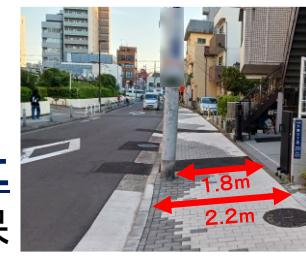
未策定
1,427
(83%)

市区町村における無電柱化推進計画策定の状況

- ③ 歴史的街並みの保全や修景整備など、景観に配慮した整備手法の適用が求められる

(2) 今後の方針案

- ① 特定道路において、電柱撤去により安全な歩道幅員を確保できる区間を優先的に整備

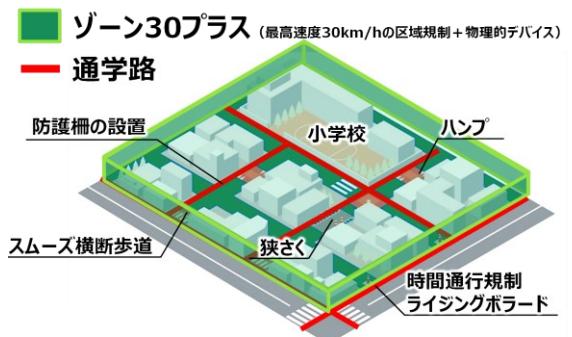


電柱撤去により幅員2.0m以上を確保できる事例

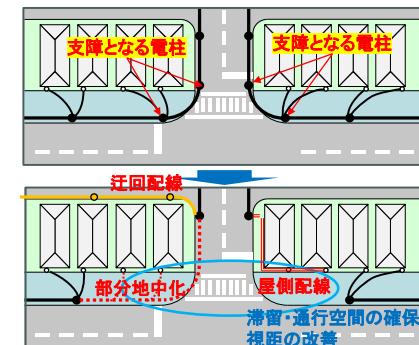
- ② 通学路について、ゾーン30プラスを対象に新たに指標を設定し、速度抑制策と合わせて安全を確保

- ③ 新設電柱の占用制限を特定道路・通学路に拡大

- ④ 地域の実情に応じて、側溝配線や屋側配線など多様な手法を活用し、ピンポイントで電柱を撤去する事も含め無電柱化を推進



ゾーン30プラスの速度抑制策



局所的な無電柱化イメージ

- ① 市町村における無電柱化推進計画策定を働きかけるとともに、地域の景観・観光・無電柱化に関する計画の一体化等による面的な無電柱化の推進



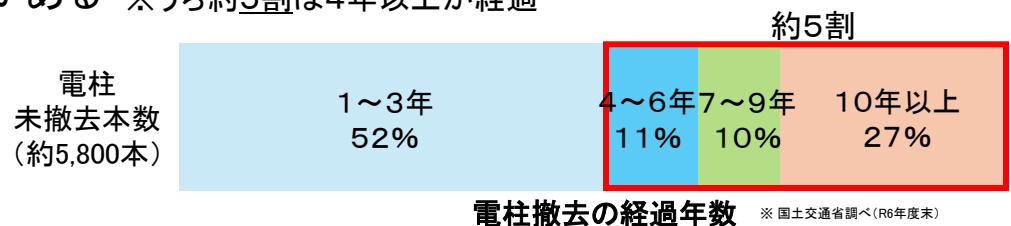
- ② 地域の実情に応じて、側溝配線や屋側配線など多様な整備手法を活用(再掲)

※地域の景観と一体となった無電柱化の工夫:
立上げ管路の色彩や、地上機器の目隠し版 など

立上げ管路 地上機器の目隠し版

(1) 現状

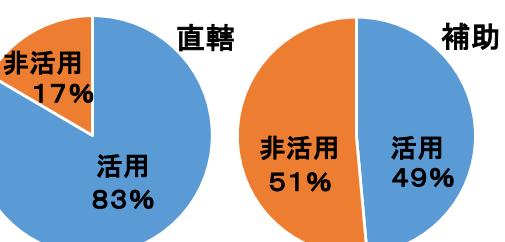
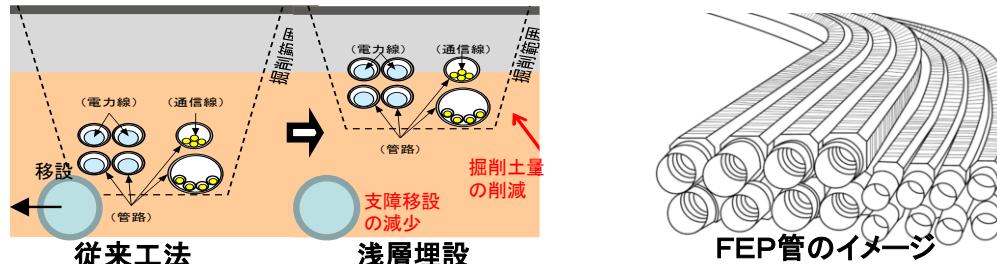
- ① 緊急輸送道路では、新設電柱の占用制限を100%達成(予定)する一方、その他の道路の指定は約65kmにとどまっている
- ② 既設電柱の占用制限や沿道区域届出勧告制度が進んでいない
- ③ 管路整備後、長期間にわたって電柱が撤去されていない場合がある ※うち約5割は4年以上が経過



- ④ 市街地開発事業等において、コスト等の課題により無電柱化の取組が徹底されていない

※市街地開発事業において整備する幹線街路における無電柱化実施率
78%(R4~6年度)

- ① 浅層埋設や低コスト管材の使用により設計上は、2割程度のコスト縮減が可能 ※現地の状況により、一部適用ができない区間も存在



- ② 低コスト手法の周知が徹底されておらず、地方公共団体においてコスト縮減策の適用が十分に進んでいない

新規事業化時のコスト縮減技術の活用状況

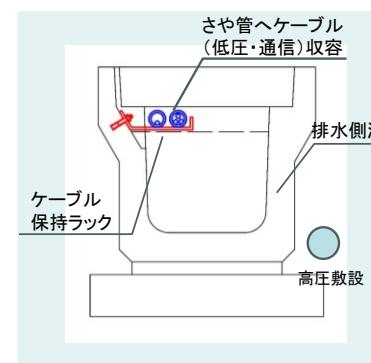
※ 国土交通省調べ(R6年度末)

- ③ 契約手続きの進め方が分からぬ等の理由から、事業のスピードアップに資する包括発注方式の普及が進んでいない

※包括発注等の活用実績: 12自治体

(2) 今後の方針案

- ① 新設電柱の占用制限を特定道路・通学路に拡大 (再掲)
- ② 優先整備区間において、道路の沿道民地に新たに電柱が建たないよう、沿道区域届出勧告制度を積極的に活用 (再掲)
- ③ 既設電柱の撤去を加速するため、事業中区間は原則、既設電柱の占用制限を指定 (再掲)
- ④ 電柱撤去を考慮した工事ロットの設定や管路の施工工程の見直しなど道路管理者と電線管理者の連携を強化
- ⑤ 施工事例等を整理した各種ガイドライン等の策定・更新や地方公共団体における無電柱化推進の取組を収集・横展開することにより、市街地開発事業等に合わせた無電柱化を着実に推進
- ⑥ コスト削減に向け、宅地開発で整備される道路の規模・性質も踏まえた宅地開発用の設備設計マニュアル等を策定



側溝配線による
コスト縮減検討事例

- ① 更なるコスト縮減に向け、地上配線や側溝配線など新たな手法も含め、多様な整備手法を活用

※側溝配線は全国のモデル地区(10箇所)で検証中

- ② 品質確保や労働環境改善等の観点を含め、施工現場における課題の改善に向けた検討体制を構築

- ③ 新たな整備手法や施工現場の改善等に関わる知見を踏まえ、「コスト縮減の手引き(R6.3策定)」を改定し、普及促進を図る

- ④ 包括発注等の手引きを作成し、地方公共団体への講習等を通じて、普及促進を図る

次期無電柱化推進計画 骨子案（1/2）

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1. 取り組み姿勢

・依然として電柱が毎年増えている状況を踏まえ、新設電柱の抑制や既設電柱の削減にこれまで以上に積極的に取り組み、電柱は増やさず、確実に減らす

特に、緊急輸送道路については無電柱化を加速化する

・地域や現場の実情に応じて、多様な整備手法を活用するなど、徹底したコスト縮減を推進し、限られた予算で無電柱化延長を延ばす

・事業の更なるスピードアップを図る

2. 適切な役割分担

無電柱化の目的に応じ、適切な役割分担のもと、関係機関が連携して無電柱化を推進する

(防災・強靭化目的)

・市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間は、道路管理者が道路啓開等の観点から優先順位を明確にし、占用者が一者で電線共同溝方式が困難な区間等を除き道路管理者が主体的に実施する。

・長期停電や通信障害の防止を目的とする区間、占用者が一者で電線共同溝方式が困難な区間は電線管理者が主体的に実施する。

(交通安全、景観形成・観光振興目的)

・安全・円滑な交通確保を目的とする区間、景観形成・観光振興を目的とする区間は、地域の関係者が協同して面的な対策を計画するなど、道路管理者、地方公共団体が主体的に実施

・道路事業、市街地開発事業等が実施される場合は、道路管理者、電線管理者及び関係する事業者が連携

3. 無電柱化の手法

(事業手法)電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、
単独地中化方式、

(構造形式)管路直接埋設、小型ボックス、屋側配線、迂回配線、
ケーブル直接埋設、地上配線、側溝配線

2. 無電柱化推進計画の期間

2026年度から2030年度までの5年間

3. 無電柱化の推進に関する目標

①防災

市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間、電力や通信のレジリエンス強化の観点で必要な区間

[指標] 道路啓開の観点から優先的に整備する区間の無電柱化整備完了率
道路啓開の観点から優先的に整備する区間の無電柱化計画策定率
市街地等の第一次緊急輸送道路の無電柱化整備完了率
市街地等の第一次緊急輸送道路の無電柱化計画策定率

②安全・円滑な交通確保

バリアフリー法に基づく特定道路、通学路 等

[指標] 特定道路における無電柱化計画策定率
ゾーン30プラス区域内の通学路における無電柱化計画策定率

③景観形成・観光振興

世界遺産周辺、重要伝統建造物群保存地区 等

[指標] 世界文化遺産周辺の無電柱化計画策定地区数
重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化計画策定地区数
歴史まちづくり計画における重点区域の無電柱化計画策定区域数

以上の目標を達成するため、電線管理者が単独地中化で実施する区間も含め、●kmの整備を実現する。併せて、●kmの計画を策定
※指標・延長は算出中

そのほか、市街地開発事業等における無電柱化を進める。

切迫する巨大地震へ備えるため、30年程度の中長期目標を定め、無電柱化を推進

本計画で定めた目標値を踏まえて、レビュー・キップ制度の第二規制期間の無電柱化の目標値を策定

次期無電柱化推進計画 骨子案（2/2）

4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずる施策

1. 緊急輸送道路の電柱を減少

- ・「第1次国土強靭化実施中期計画」により緊急輸送道路の無電柱化を推進
- ・高速道路ICから広域防災拠点間を結ぶ路線など、道路啓開の観点から優先的に整備する区間の無電柱化を推進
- ・道路閉塞のリスクを取り除くため、電線共同溝の事業中区間は原則として既設電柱の占用制限を指定
- ・沿道民地の電柱について、道路啓開の観点から優先的に整備する区間において、電線共同溝や、要請者負担方式、単独地中化など多様な手法を用いて無電柱化を進めるほか、沿道区域届出勧告制度を積極的に活用

2. 新設電柱の抑制

- ・道路事業・市街地開発事業等の実施に際し、電柱新設の原則禁止の徹底を図るとともに、市街地開発事業等において、施工事例等を整理した各種ガイドライン等の策定・更新や、地方公共団体における無電柱化推進の取組を収集・横展開等により、事業に合わせた無電柱化を着実に推進

3. コスト縮減の推進

- ・新たな整備手法や施工現場の改善等に関わる知見を踏まえ、「コスト縮減の手引き」を改訂し、普及促進を図る。
- ・効率的に無電柱化を推進するため、屋側配線や迂回配線、地上配線や側溝配線など、地域の実情を踏まえた多様な整備手法を活用し、ピンポイントで電柱を撤去することも含め、地域の協力を得て推進
- ・宅地開発で整備される道路の規模・性質も踏まえた宅地開発用の設備設計マニュアル等を策定

4. 事業のスピードアップ

- ・包括発注等の契約手続き、調整方法等をまとめた手引きを作成し、地方公共団体への講習等を通じて、普及促進

5. 占用制限の拡大

- ・交通安全の観点で、バリアフリー法に基づく特定道路や通学路等での新設電柱の占用制限を拡大
- ・既設電柱の撤去を加速するため、事業中区間においては原則として既設電柱の占用制限を指定（再掲）

6. 点検及び維持管理

- ・埼玉県八潮市における道路陥没事故を踏まえ、電柱などの占用物件の安全性や維持管理の状況を定期的に確認
- ・電柱の老朽化の状況も踏まえて無電柱化を検討するなど効率的に無電柱化に取り組む

5. 無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1. 広報・啓発活動

2. 地方公共団体への技術的支援

3. フォローアップ

無電柱化推進計画 骨子案

はじめに

- 無電柱化は防災性・安全性・景観形成の観点から実施してきたが、特に、近年の台風や豪雨等の災害では、倒木や飛来物起因の電柱倒壊による停電並びに通信障害が長期間に及ぶケースも報告されており、電力や通信のレジリエンス強化も求められている。
- 令和6年能登半島地震では、約3,480本の電柱が倒壊・損壊し、道路啓開に支障となったことを踏まえ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、南海トラフ地震など切迫する巨大地震に対する道路啓開の強化も急務となっている。
- このような状況から、「第1次国土強靭化実施中期計画」（令和7年6月閣議決定）において、引き続き、電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化を進めることとしている。加えて、一般送配電事業者においては、令和5年度よりレビューキャップ制度を開始し、予算を確保しながら単独地中化を含め、必要な無電柱化を計画的に実施する体制を整えたところである。

第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

取組姿勢

- 諸外国に負けない我が国本来の美しさを取り戻し、安全で災害にもしなやかに対応できる「脱・電柱社会」を目指すため、以下の姿勢で無電柱化を推進する。
- 依然として電柱が毎年増えている状況を踏まえ、新設電柱の抑制や既設電柱の削減にこれまで以上に積極的に取り組み、電柱は増やすず、確実に減らす
特に緊急輸送道路については無電柱化を加速化する
 - 地域や現場の実情に応じて、多様な整備手法を活用するなど、徹底したコスト縮減を推進し、限られた予算で無電柱化延長を延ばす
 - 事業の更なるスピードアップを図る

適切な役割分担による無電柱化の推進

無電柱化の目的に応じ、適切な役割分担のもと、関係機関が連携して無電柱化を推進する。
(防災・強靭化目的)

- 33 ・市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間は、道路管理者が道
34 路啓開等の観点から優先順位を明確にし、占用者が一者で電線共同溝方式が困難
35 な区間等を除き道路管理者が主体的に実施。
36 ・長期停電や通信障害の防止を目的とする区間、占用者が一者で電線共同溝方式が
37 困難な区間は電線管理者が主体的に実施。

38 (交通安全、景観形成・観光振興目的)

- 39 ・安全・円滑な交通確保を目的とする区間、景観形成・観光振興を目的とする区間
40 は、地域の関係者が協同して面的な対策を計画するなど、道路管理者、地方公共
41 団体等が主体的に実施。
42 ・新設電柱を増やさないため、道路事業や市街地開発事業等が実施される場合には、
43 道路管理者、電線管理者及び開発事業者等の事業者が連携して無電柱化を進める。

45 第2 無電柱化推進計画の期間

46 2026年度から2030年度までの5年間とする。

48 第3 無電柱化の推進に関する目標

49 無電柱化の対象道路

50 国、地方公共団体及び電線管理者は、目的に応じて以下のような道路を対象に重
51 点的に無電柱化を実施する。対象道路の選定にあたっては、地域防災計画、国土強
52 靭化地域計画、道路啓開計画、移動等円滑化基本構想、未就学児等及び高齢運転者
53 の交通安全緊急対策、通学路交通安全プログラム、歩行者利便増進道路制度、自転
54 車ネットワーク計画、景観計画等関係する様々な計画を踏まえ、それらの計画の実
55 施にも資するよう留意する。また、地域ブロック毎に無電柱化が必要な箇所を選定
56 するなど、地域のニーズに応じて必要な無電柱化を着実に実施する。

57 (防災)

- 58 ・緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防止を図る
59 ために必要な道路の無電柱化を推進する。
60 ・近年の台風による倒木や飛来物起因の電柱倒壊に加え、日本海溝・千島海溝周辺
61 海溝型地震、首都直下地震、南海トラフ地震など切迫する巨大地震に伴う電柱倒
62 壊に備え、道路啓開の観点を取り入れ、高速道路ICから広域防災拠点間を結ぶ路
63 線等の無電柱化を重点的に推進し電柱倒壊リスクの解消を目指す。
64 ・また、長期停電や通信障害の防止の観点から無電柱化を行うことが効果的な区間
65 についても推進していく。

66 (安全・円滑な交通確保)

- 69 ・バリアフリー法に基づく特定道路、人通りの多い商店街等の道路、学校周辺の通
70 学路等安全かつ円滑な交通の確保のために必要な無電柱化を推進する。
71 ・また、占用制限も活用しながら、道路空間を拡大するための無電柱化を推進する。
72 その際、電柱の撤去により安全な歩行空間を確保できる区間など、整備効果の高
73 い区間を優先的に整備し、安全・円滑な交通確保に努める。

74

75 (景観形成・観光振興)

- 76 ・世界遺産、日本遺産等の周辺地区、その他著名な観光地、重要伝統的建造物群保
77 存地区、景観法や景観条例に基づく地区など地域の特性を活かした良好な景観形
78 成や観光振興に必要な地区の無電柱化を推進する。

79

80 **計画目標・指標**

81 高い目標を掲げた前計画を継承するとともに、重点化を図り必要な無電柱化を推
82 進する。

83 ① 防災

- 84 ・道路啓開の観点から優先的に整備する区間の無電柱化整備完了率
85 ・道路啓開の観点から優先的に整備する区間の無電柱化計画策定率
86 ・市街地等の第一次緊急輸送道路の無電柱化整備完了率
87 ・市街地等の第一次緊急輸送道路の無電柱化計画策定率

88

89 ② 安全・円滑な交通確保

- 90 ・特定道路における無電柱化計画策定率
91 ・ゾーン30プラス区域内の通学路における無電柱化計画策定地区数

92

93 ③ 景観形成・観光振興

- 94 ・世界文化遺産周辺の無電柱化計画策定地区数
95 ・重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化計画策定地区数
96 ・歴史まちづくり計画における重点区域の無電柱化計画策定区域数

97

98 以上の目標を達成するためには、「第一次国土強靭化実施中期計画」で実施する区間、
99 電線管理者が単独地中化で実施する区間も含め、約●kmの整備を実現する。併せて、新
100 たに約 ●kmの区間について計画を策定し、計画的に無電柱化に取り組む。

101

102 上記のほか、市街地開発事業等における無電柱化を進める。

103 また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震や南海トラフ地震などの切
104 迫する巨大地震の発生に備えるため、30年程度の中長期的な目標を定めて、計画的に
105 緊急輸送道路等の無電柱化を進める。

107 なお、本計画で定めた目標値を踏まえて、レビューキャップ制度の第二規制期間の
108 無電柱化の目標値を策定する。

109

110

111 第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずる施策

112 緊急輸送道路の電柱を減少

- 113 「第1次国土強靭化実施中期計画」により緊急輸送道路の無電柱化事業を推進す
114 る。
- 115 切迫する巨大地震に伴う電柱倒壊に備え、高速道路ICから広域防災拠点間等を結
116 ぶ路線など、道路啓開の観点から優先的に整備する区間の無電柱化を推進する。
- 117 緊急輸送道路の既設電柱については、電線管理者と既設電柱の撤去のペースや費用
118 負担等についても協議を進めながら、電線共同溝方式予定区間や電柱倒壊による道
119 路閉塞の影響が大きい区間など優先順位を決めて、早期に占用制限を開始する。
- 120 激甚化する災害に備え、管路整備と合わせて着実に電柱を撤去し、道路閉塞のリ
121 スクを取り除くため、事業中区間においては、原則として既設占用制限を指定す
122 る。その際、地域住民が受けているサービス利用の継続性についても配慮する。
- 123 沿道民地の電柱について、道路啓開の観点から優先的に整備する区間では、沿道
124 状況を踏まえ、電線共同溝や要請者負担方式、単独地中化など多様な手法を用い
125 て無電柱化を進めるほか、新たに電柱が建たないよう、沿道区域届出勧告制度を
126 積極的に活用する。
- 127

128

129 新設電柱の抑制

- 130 無電柱化法第12条を的確に運用するため、道路事業や市街地開発事業等の実施に
131 際し、技術上困難と認められる場所以外は道路における新たな電柱設置を禁止して
132 おり、事業と一体的に無電柱化整備を行う際に同時整備を積極的に活用し、効率的な無電柱化を推進する。
- 133 令和5年に改訂した「道路事業と併せた電線共同溝整備に関するガイドライン」
134 を活用し、引き続き、整備後に新たに電柱が設置されることのないよう、運用の徹底を図る。
- 135 市街地開発事業等における無電柱化について、円滑な合意形成プロセスやコスト
136 縮減方策、施工事例等について整理した各種ガイドラインを更新するとともに、
137 モデル事業により、無電柱化に係る課題や優良事例の抽出を行い、その結果を踏
138 まえた各種ガイドラインの更新や横展開を図る。また、容積率緩和制度における
139 公共貢献の評価項目の一つとして無電柱化を位置づけ、地方都市を含め制度の活
140 用が図られるよう周知する。さらに、市街地開発事業等における無電柱化の推進
141
- 142

143 についてのポータルサイトの開設等により、地方公共団体及び開発事業者等への
144 普及を図るとともに、地方公共団体における無電柱化推進の取組を収集・横展開
145 し、各地方公共団体における取組を促す。

- 146 • 令和4年度に関係者が連携してとりまとめた新設電柱の抑制に向けた「分析結果
147 を踏まえた対応方策（令和4年4月関係省庁連絡会議）」について、引き続き取組
148 を進める。

150 **コスト縮減の推進**

- 151 • 効率的に無電柱化を推進するため、屋側配線、迂回配線、地上配線、側溝配線な
152 ど、地域や現場の実情を踏まえた多様な整備手法も活用し、ピンポイントで電柱
153 を撤去することも含め、地域の協力を得て推進する。
- 154 • 低コスト技術の現場での適用を一層推進していくため、令和6年に策定した「無
155 電柱化コスト縮減の手引き」の活用を促していくとともに、新たな整備手法や施
156 工現場の改善等に関わる意見等、事業を行う中で新たに得られた知見を踏まえ、
157 「無電柱化コスト縮減の手引き」や「電線共同溝整備マニュアル」等を更新し問
158 題解決に努める。
- 159 • 山間部・島嶼部等の需要や需要変動が少ない区間ではケーブル直接埋設構造など
160 安価で簡便な無電柱化を導入する。
- 161 • 新たな手法である側溝配線については、モデル事業を通じて活用にあたっての留
162 意事項などをとりまとめた手引きを作成し、現場導入の促進を図る。地上配線に
163 ついては、人や車が常時通行することを想定しない山地における敷設について策
164 定された民間規格をもとに各電線管理者において導入を進めていくとともに、適
165 用範囲の拡大に向けて引き続き検討を進める。
- 166 • さらなるコスト縮減を図る観点から、昼間施工や常設作業帯の適用可能条件や実
167 施事例の創意工夫などをとりまとめた事例集を作成し、普及促進を図る。あわせて、
168 一定の深さと幅で連續掘削が可能なトレンチャーの活用など、施工方法の工
169 夫も合わせてコスト縮減に取り組む。
- 170 • 市街地開発事業等について、円滑な合意形成プロセス、コスト縮減方策、施工事
171 例等について整理した各種ガイドラインを地方公共団体及び開発事業者等に周知
172 するとともに、宅地開発で整備される道路の規模や性質も踏まえた、宅地開発用
173 の設備設計マニュアルを策定し、地方公共団体及び開発事業者等への普及を図る。
174 さらに、円滑な合意形成による工期短縮に向け、道路管理者が地中化設備の移管
175 に応じやすいよう、維持管理の方法の整理等を行うとともに、関係者が合意形成
176 の際に締結する協定書のひな形を示し、周知する。
- 177 • 電線管理者は、国及び地方公共団体と連携しつつ、地上機器や特殊部および通信
178 管路のコンパクト化・低コスト化、照明柱に設置される柱状トランスのコンパク
179 ト化・低コスト化について主体的に技術開発を進めるとともに、配電機材の仕様
180 統一を図る。

- 181 ・新技術、新工法の活用について、国は、ノウハウを普及するため、適宜マニュアル
182 等を改訂するとともに、電線管理者や無電柱化を実施したことのない地方公共団
183 体に対して、マニュアルの周知や研修等を実施する。

186 **事業のスピードアップ**

- 187 ・包括発注等、民間のノウハウ・技術力を活用した発注方式を地方公共団体へ普及
188 させるため、契約の手続き、関係者との調整方法、活用効果などをとりまとめた
189 手引きを作成し普及拡大に取り組む。
- 190 ・昼間施工や常設作業帯の適用可能条件や実施事例の創意工夫などをとりまとめた
191 事例集を作成し、さらなる工期短縮に取り組む。
- 192 ・屋側配線・迂回配線を含む多様な整備手法の選択、地上機器の設置場所等につい
193 て、地域の合意形成の円滑化を図るため、支援体制の強化、事業手法の見直し、地
194 元協議会の設置等により、事業のスピードアップにつなげる。
- 195 ・電柱撤去の迅速化に向け、合意形成の進め方、工事ロットの設定の考え方、管路の
196 施工工程などの見直しを行う。
- 197 ・ガスや上下水道等の地下埋設物件の位置情報が道路の安全性向上や無電柱化工事
198 に有効なことから、地下情報の3次元化データベース化の推進に向けて取り組む。

200 **占用制限の拡大**

- 201 ・防災の観点から、直轄国道や地方公共団体が管理する緊急輸送道路において実施
202 されている新設電柱の占用制限措置は、令和7年度で100%を達成。引き続き、避
203 難路等における指定を進めていくとともに、交通安全の観点での新設電柱の占用
204 制限について、実施が一部の地方公共団体に留まっているため、地方公共団体へ
205 の説明会や研修等を通じて働きかけ、バリアフリー法に基づく特定道路や通学路
206 等での普及拡大を図る。
- 207 ・道路上の占用制限に加えて、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、景観法、
208 自然公園法（昭和32年法律第161号）等における規制等も活用し、景観形成に
209 資する取組拡大を図る。
- 210 ・既設電柱の撤去を加速するため、事業中区間においては、原則として既設占用制
211 限を指定する。その際、地域住民が受けているサービス利用の継続性にも配慮す
212 る。
- 213 ・電線共同溝区間における電柱については、新規の広告物等の占用の許可や既存の
214 広告物等の占用更新の許可を行わないこととし、周辺住民等の様々な関係者との
215 調整を円滑化するため電柱撤去に向けた環境の醸成を進める。
- 216 ・国は、道路上に多数の電柱等の占用物件が存することによる外部不経済の内部化
217 のあり方について検討する。

218

219

財政的措置

- ・現在、電線管理者が緊急輸送道路等において無電柱化を行う際に、新たに取得した電線等に係る固定資産税を減免する特例措置が講じられているが、国は本措置の効果を検証し、2028年度以降の措置のあり方について検討する。
- ・国は、直轄国道において実施している、道路の地下に設けた電線類に対する占用料の減額措置（単独地中化の場合は免除、電線共同溝の場合は減額）について、地方公共団体への説明会や研修等を通じて働きかけを行うなど、減額措置の普及拡大を図る。
- ・電柱の撤去が大幅に遅れた区間等における占用料の減免について、必要な見直しを検討する。
- ・建設負担金について、近年の資材価格等の高騰を反映した見直しを行う。また、建設負担金のあり方について、過度な費用負担とならないよう、電線管理者の意見を聞きながら検討を行う。
- ・国は、緊急輸送道路等における無電柱化を対象とした個別補助制度による重点的な支援を行う。
- ・市街地開発事業等については、「無電柱化まちづくり促進事業」による市街地開発事業施工者や開発事業者への支援を行う。
- ・観光地域振興無電柱化推進事業を活用して、観光地における無電柱化を支援する。
- ・令和5年に創設されたレビューキャップ制度上の無電柱化の目標は、本推進計画を踏まえて策定されることとなっており、その目標が確実に達成されるよう、関係省庁が連携して対応する。

240

241

メンテナンス・点検及び維持管理

- ・地中ケーブルの事故点探査手法について、現場担当者による活用が促進されるよう、研修等の実施を進めるとともに、架空線による速やかな応急復旧を実施する。
- ・令和5年に作成した「電線共同溝管理の手引き（案）」に基づき、引き続き電線共同溝の適切な維持管理を図っていく。国は、災害等への対応により得られた知見を踏まえ、必要に応じて手引きの改訂を行う。
- ・令和7年1月の埼玉県八潮市における道路陥没事故を踏まえ、道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、道路管理者が占用物件の安全性や維持管理の状況について定期的に確認するなど、道路管理者と道路占用者の連携強化を進める。
- ・高度経済成長期に整備された電柱の老朽化が進行している状況も踏まえ、効率的な無電柱化に向け、道路管理者は電線管理者に対し、電柱の更新に合わせた地中化の検討を要請する。また、電線管理者は連続する電柱の更新について、その情報を道路管理者に共有するなど効率的に無電柱化できる区間を積極的に検討する。

255

256 関係者間の連携の強化

- 257 • 地方ブロック無電柱化協議会及び都道府県部会については、無電柱化の対象区間
258 の調整に加えて、計画段階から関係者間で協議、調整の場とするとともに、コスト
259 縮減策の普及や事業のスピードアップに向け地域や現場の実情に応じた多様な
260 整備手法の活用についても取り組む。そのほか、外部有識者の参画を実施し、占用制限
261 に係る調整や、先進事例の共有を通じて無電柱化の促進に向けて同会議の
262 活性化を図るとともに、地域や現場の実情に応じて多様な整備手法を進めるため、
263 同会議に相談窓口を設け、技術面の課題については無電柱化推進技術検討会で検
264 討する。
- 265 • 関係省庁で構成する無電柱化推進方策検討関係省庁連絡会議や技術面の課題を検
266 討する無電柱化推進技術検討会を活用し、新技術の採用や、地域や現場の実情に
267 応じた多様な整備手法の導入とその普及、さらに品質確保や労働環境改善等の観
268 点を含む施工現場における課題の改善などに連携して取り組む。
- 269 • ガスや上下水道の更新時など他の地下埋設物の工事に合わせて無電柱化を行うこ
270 とが効率的であることから、計画段階から路上工事占用調整会議等を活用し、同
271 時施工に取り組む。
- 272 • 道路空間に余裕がない場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の
273 設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施
274 設等の公有地や公開空地等を含む民地の活用を、管理者の同意を得て進める。
- 275 • 国及び地方公共団体は、無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全
276 事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

277

278 第5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

279 広報・啓発活動

- 280 • 国及び地方公共団体は、電線管理者とも連携しながら無電柱化の重要性に関する
281 国民の理解と関心を深め、無電柱化に国民の協力が得られるよう、「無電柱化の
282 日」を活かしたイベントを実施するなど、無電柱化に関する広報・啓発活動を積
283 極的に行う。
- 284 • 無電柱化の効果については、防災面における効果を定量的に算出するなど、実例
285 の収集・分析等を進め、理解を広げるとともに、国民に向けて無電柱化のコスト
286 や工事への理解・協力を促進するよう努める。
- 287 • 地方公共団体等の優秀な取組について表彰を行い、その周知を図る。

288

289

290 **地方公共団体への技術的支援**

- 291 ・国は、地方公共団体による無電柱化を推進するため、都道府県無電柱化推進計画
292 及び市町村無電柱化推進計画の策定を働きかけるとともに、令和5年に策定した
293 「無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド（案）」を活用し、計画段階から
294 の合意形成が円滑に進むよう、必要な支援を行う。
- 295 ・また、各種手引き等の作成に合わせて、地方公共団体向けの講習会を実施し、普
296 及促進を図るなど必要な技術的支援を積極的に行う。
- 297 ・各地方整備局に設置した無電柱化ワンストップ相談窓口を通じて、無電柱化事業
298 の流れや技術的な課題・疑問等について対応し、必要に応じて専門家を派遣して
299 助言する。

300

301 **フォローアップ**

- 302 ・無電柱化法の趣旨を踏まえ、無電柱化を推進させる観点から、本推進計画に位置
303 づけられた目標や施策について、フォローアップを行い、継続的に改善を図る。